

柳泉園組合の情報公開

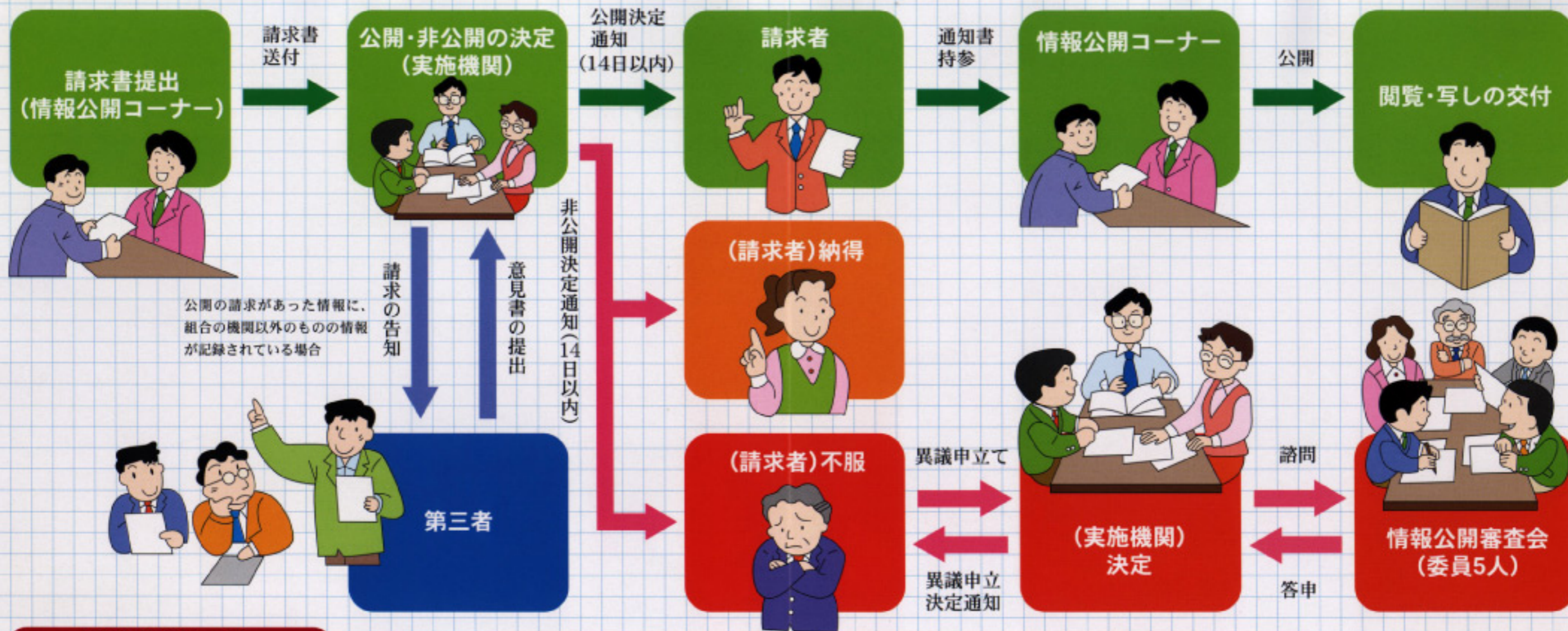
(情報公開条例)



このパンフレットは、市民の皆様には組合の情報を公開するための手続きの流れを示したものです。

柳泉園組合

請求から公開までのしくみ



救済制度のしくみ

情報を公開する機関

情報を公開する実施機関は、管理者、監査委員及び議会です。

公開の対象となる情報

文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録で実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものです。

公開請求の手続き

「情報公開請求書」又は「情報任意的公開申出書」を、情報公開コーナーに提出していただきます。

非公開とすることが出来る情報

次のような情報が記録されている場合は、原則的に非公開となります。

- 法令等の定めにより、公開することが出来ない情報
- 特定の個人が識別される情報
- 法人等の事業活動上の利益が害されると認められる情報
- 組合の公正、適正な執行に著しい支障が生じると認められる情報

異議申し立て

非公開決定に不服があるときは、実施機関に対し

て異議申し立てをすることができます。

この場合、情報公開審査会において公平な審査を行います。

費用の負担

情報の公開に係る手数料は無料ですが、写しの作

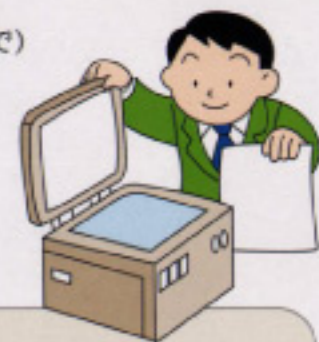
成(1枚10円・B5～A3判まで)

や郵送の費用は請求者の負担となります。

情報公開コーナー

利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末・年始は休み)

情報公開コーナーでは、情報をどなたでも自由に閲覧できるよう、情報公開の相談や受付を行なっています。またコピーサービス(有料)もあります。



■目的

第1条 この条例は、柳泉園組合(以下「組合」という。)情報の公開を請求する市民の知る権利を保障し、組合が保有する情報の公開について必要な事項を定めるとともに、情報公開を総合的に推進することにより、組合の行政活動を市民に説明する責務を全うするようにし、もって市民の組合運営への参加を促進し、一層公正で透明な組合運営を推進することを目的とする。

■実施機関の責務

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

■適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

■情報の公開を請求できるもの

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開を請求することができる。

- (1)清瀬市、東久留米市及び西東京市(以下「関係市」という。)の区域内に住所を有する者
- (2)関係市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3)関係市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)関係市の区域内に存する学校に在学する者
- (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

■情報の公開の請求方法

第6条 前条の規定により情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1)氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2)公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項
- (3)前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

■情報の任意的公開

第8条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報(その写しを含む。)についての公開の申出があつた場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

附 則

■施行期日

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

■経過措置

- 2 この条例は、平成13年12月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。
- 3 実施機関は、平成13年12月1日前に作成し、又は取得した情報の公開の申出があつた場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

◇ 情報公開制度のお問い合わせ先 ◇

柳泉園組合総務課庶務文書係(情報公開コーナー)

〒203-0043 東久留米市下里4丁目3番10号

TEL0424-70-1555(代表) FAX0424-70-1559 URL <http://www.ryusenen.or.jp>